平成３０年（フ）第５４０号
横浜市中区本牧町１丁目144番地
債務者　林　　生海
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５号
静岡県藤枝市岡部町三輪685番地の８　やよい団地　Ｅ－101
債務者　増田　清美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４０号
岡山市北区今６丁目７番20号　創和ハイツ207号
債務者　別所　和昭
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５３９号
大阪府高槻市緑が丘１丁目３番４号　戸口マンション201号
債務者　波多野ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３２号
大阪市東成区中本２丁目３番18―511号
債務者　桝澤　芳夫
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６３号
大阪府豊中市稲津町３丁目２番７号
債務者　糟井　美鈴
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９９号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目19番38号　美鈴マンション303
債務者　妹尾　良彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２９号
大阪市此花区高見１丁目３番31―404号
債務者　戸知加奈恵
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０４１号
大阪市平野区平野本町１丁目１番６―203号
債務者　楠田　　勇
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０５号
大阪市淀川区西三国１丁目20番11号　ホワイトハイツ　303号、前住所大阪市淀川区宮原２丁目６番12号　ＰＩＣＣＯ東三国　301号　木村方
債務者　中須　宏子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２号
栃木県宇都宮市針ケ谷町454番地11
債務者　鈴木　　泉
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
長崎県南島原市西有家町須川3211―25　松中アパートＣ号、住民票上の住所長崎県南島原市布津町乙332番地第２
債務者　山﨑　有智
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
熊本県天草市下浦町1275番地２、前住所熊本市北区室園町20番66号　ウィスティリア102
債務者　高橋　宏明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月28日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第９８号
岡山市北区牟佐426番地３
債務者　大角　圭子（旧姓守安）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６号
沖縄県八重山郡竹富町字竹富484番地の１
債務者　新里真由美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
那覇地方裁判所石垣支部